

令和元年 6 月 18 日  
事 務 連 絡

大和ハウス工業(株) 御中

国土交通省住宅局建築指導課長

独立基礎の不適合に関する対象物件数の訂正への対応について

貴社より、平成 31 年 4 月 12 日に公表した独立基礎の不適合について、対象物件数の訂正の報告があったことは、遺憾である。

については、「防火基準への不適合等に関する対応について」（平成 31 年 4 月 12 日付け国住指第 117 号）、「防火基準への不適合等に関する指示事項における追加対応について」（平成 31 年 4 月 15 日）、「防火基準への不適合等に関する対象物件数の訂正への対応について」（令和元年 5 月 13 日）に加え、新たに明らかとなった物件等に関し、以下の対応を求める。

① 住宅所有者等への丁寧な説明

- ・住宅所有者等に対して、事案の内容について丁寧に説明すること。

② 特定行政庁等への報告

- ・新たに不適合が判明した住宅について、速やかに構造安全性に関する第三者機関の確認を受けた上で、特定行政庁に報告すること。

③ 改修等の迅速な実施

- ・新たに不適合が判明したその他の住宅について、住宅所有者等の意向を踏まえて必要な対応を行うこと。